

野上デイサービス愛 通所介護の利用料

お客様（利用者）がサービスを利用した場合の「基本利用料^{※注1}」は以下のとおりであり、お客様（利用者）からお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割もしくは3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※注1 基本利用料は厚生労働大臣また福山市長が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（１）通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（通常規模型）】

所要時間 (1回あたり)	ご利用者様の 要介護度	通所介護費		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
3時間以上	要介護1	3,680円	368円	736円
	要介護2	4,210円	421円	842円
	要介護3	4,770円	477円	954円
4時間未満	要介護4	5,300円	530円	1,060円
	要介護5	5,850円	585円	1,170円
4時間以上	要介護1	3,860円	386円	772円
	要介護2	4,420円	442円	884円
	要介護3	5,000円	500円	1,000円
5時間未満	要介護4	5,570円	557円	1,114円
	要介護5	6,140円	614円	1,228円
所要時間 (1回あたり)	ご利用者様の 要介護度	通所介護費		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
5時間以上	要介護1	5,670円	567円	1,134円
	要介護2	6,700円	670円	1,340円
	要介護3	7,730円	773円	1,546円
6時間未満	要介護4	8,760円	876円	1,752円
	要介護5	9,790円	979円	1,958円

6時間以上	要介護1	5,810円	581円	1,162円
	要介護2	6,860円	686円	1,372円
7時間未満	要介護3	7,920円	792円	1,584円
	要介護4	8,970円	897円	1,794円
	要介護5	10,030円	1,003円	2,006円
7時間以上	要介護1	6,550円	655円	1,310円
	要介護2	7,730円	773円	1,546円
8時間未満	要介護3	8,960円	896円	1,792円
	要介護4	10,180円	1,018円	2,036円
	要介護5	11,420円	1,142円	2,284円
8時間以上	要介護1	6,660円	666円	1,332円
	要介護2	7,870円	787円	1,574円
9時間未満	要介護3	9,110円	911円	1,822円
	要介護4	10,360円	1,036円	2,072円
	要介護5	11,620円	1,162円	2,324円

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
入浴介助 加算	I	400円	40円	80円
	II	550円	55円	110円
個別機能 訓練加算	(I)イ	560円	56円	112円
	(II)	200円	20円	40円
サービス提供 体制強化加算 III	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)※注2	60円	6円	12円
介護職員 処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の 5.9%		
介護職員等 特定処遇改善加算II	当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の 1.0%		
介護職員等ベース アップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合 ※注2	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の 1.1%		

※注2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
送迎を行わない 場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合（片道につき）	470円	47円	94円
同一建物 送迎減算	当事業所と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者に対してサービス提供する場合（1回につき）	940円	94円	188円

（２）介護予防通所介護相当サービス事業の利用料

【基本部分：介護予防通所介護相当サービス】

ご利用者様の 要介護度	介護予防通所介護相当サービス（1月につき）		
	基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
		(1割負担)	(2割負担)
要支援1	16,720円	1,672円	3,344円
要支援2	34,280円	3,428円	6,856円

上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてのサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担していただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
運動器機能 向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動器機能向上サービスを行った場合（1月につき）	2,250円	225円	450円
サービス提供 体制強化加算Ⅲ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき） ※注2	要支援1 240円	24円	48円
		要支援2 480円	48円	96円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※注2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の 5.9%		
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合※注2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の 1.0%		

介護職員等ベースアップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合※注2	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算）の1.1%
------------------	--------------------	---------------------------

※注2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料 ※注1参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
同一建物 送迎減算	当事業所と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者に対してサービス提供する場合（1月につき）	要支援1 3,760円	376円	752円
		要支援2 7,520円	752円	1,504円

(3) 介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料

食費（実費）	食事の提供を受けた場合	1回につき520円
おむつ代	おむつの提供を受けた場合	1回につき220円
パット代	パットの提供を受けた場合	1回につき60円
ノート・袋代（実費）	初回利用月もしくは紛失された場合	1セットで300円
指定地域外からご利用の場合の交通費	指定地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円	
キャンセル料	当事業所は、利用者がサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料をいたしません。但し、キャンセルが必要となった場合は、ご連絡ください。	
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する品など）について、費用の実費をいただきます。	